

# 富里市商工業振興事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第88号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号  
平成28年3月31日告示第91号 平成31年3月26日告示第77号  
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、市の商工業の振興及び安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、商工会法（昭和35年法律第89号。以下「法」という。）に基づき設立された富里市商工会（以下「商工会」という。）とする。

(交付)

第3条 商工会が行う事業に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 法第11条に定める事業
- (2) その他商工会の目的を達成するための事業

2 補助金の額等は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 商工会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に富里市商工業振興事業計画書(別記第1号様式)及び前年度決算書を添えて、当該補助事業等の着手日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書を商工会に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 商工会は、補助金の交付決定後において、当該決定内容を変更し、又

は中止し、若しくは廃止しようとするときは、富里市商工業振興事業変更等承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（実績報告）

第8条 商工会は、規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業等が完了した日から起算して30日以内に、補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第9条 市長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定したときは、規則第16条の規定による補助金等交付確定通知書により、商工会に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 商工会は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 商工会は、規則第19条の規定により補助金の概算払による交付を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第91号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第77号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の交付対象			補助率
事業費区分	対象経費の区分	内容	
(1) 経営改善 普及事業	指導職員設置関係経費	経営指導員、補助員及び記帳専任職員等の人件費	千葉県小規模事業経営支援事業費補助金を超える額の100分の80以内
	指導事業関係経費	旅費、指導事務費、福利環境整備費、指導事業費、研修事業費、小規模企業振興委員活動費、小規模事業施策普及費、商工会等指導環境推進費、オンライン推進事業費	
(2) 地域総合 振興事業	総合振興経費	報償費、燃料費、通信運搬費、手数料、使用料、賃貸借料、保険料、原材料費、備消耗品費、負担金、旅費、研修費、指導費、視察費、調査費、広報費、印刷製本費	対象経費の100分の50以内
	商業振興経費		
	工業振興経費		
	金融対策経費		
	経営・税務対策経費		
	労務対策経費		
	情報化対策経費		
(3) 特別対策 事業	ア 商工会組織強化事業（会員の加入率促進を図るための啓発活動等に要する経費）	報償費、燃料費、通信運搬費、手数料、使用料、賃貸借料、保険料、原材料費、備消耗品費、負担金、旅費、研修費、指導	市長が必要と認める対象経費の100分の50以内
	イ 販売促進調査研		

	<p>究事業（中小商工事業者の販売促進を図るための調査、研究に要する経費）</p>	<p>費、視察費、調査費、広報費、印刷製本費</p>	
	<p>ウ 人材育成・後継者養成支援事業（地域のリーダー、後継者育成のための研修会等に要する経費）</p>		
	<p>エ 情報化・経営近代化対策事業（パソコン講習会の開催等経営近代化の促進に要する経費）</p>		
	<p>オ 商店会活性化・街づくり推進事業（商店会の各種診断、計画策定等街づくりの推進に要する経費）</p>		

備考 補助金の額は、第1号から第3号までの事業に対する算出金額の合計額とする。ただし、限度額は、600万円とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

富里市商工業振興事業計画書（                      年度）

1 事業主体

事業主体名

事業主体の所在地

事業主体の代表者名

2 事業内容

区分	事業名	事業内容	経費	備考
合計				

事業費の内容

総事業費	市補助金	県補助金	自主財源	その他の財源

収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者名

印

富里市商工業振興事業変更等承認申請書（ 年度）

年 月 日付けをもって申請した富里市商工業振興事業について、  
下記のとおり変更等したいので、富里市補助金等交付規則第14条の規定によ  
り申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容